

2020年度事業報告書

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム

1 事業の成果

新型コロナウイルス感染症の影響での入国制限により、日本における2020年の難民認定申請者数は3,936人で、前年度2019年における申請者数10,375人に比べると約62%の減少であった。これに伴い、難民申請時の在留資格に関して、「短期滞在」は激減している。一方、複数回申請者の数は前年度から微減するくらいの変動であった。そのうち難民として認定された者の数は47人であり、人道的配慮により在留を認められた者は44人であった。審査請求で認定された者の数はわずか1人であった。認定者の国籍は、主に中東、アフリカ、そして中国という国々で13か国となっている。

2020年、紛争や迫害、人権侵害などにより故郷を追われた人の数は、新型コロナウイルスのパンデミックにも関わらず、全世界で約8,240万人にまで増加した。国際線の運行休止など人の移動に制限がかかっていること、また周辺国の難民キャンプで感染防止も国際機関などの援助団体に頼るしかなく、人々の置かれた状況は悪化しているといえる。国連難民高等弁務官事務所（UNCR）によれば、この1年間に故郷に帰還できたのは、国内避難民約320万人、難民はわずか25万1,000人でそれぞれ前年比40%、21%減となり、一時庇護国から第三国へ定住できた難民の数は過去20年間で最も少ない3万4,400人となった。

FRJは、こうした国内外の状況を鑑みながら、ステークホルダー間の連携強化を進め、全国各地の難民への支援活動をサポートし、また、支援現場の意見を集約して政府との対話や対外的な情報発信などに取り組んだ。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が上半期の活動に大きく影響を及ぼした。特に外務省や出入国在留管理庁（以下、入管庁）との会合が一旦延期となるなど、オンライン開催の可能性も含め、第一四半期（4月―6月）の活動に支障をきたした。

主な活動は以下の通りである。

(1) 「収容の代替措置」プロジェクトとアドボカシーの実施

FRJは、2012年より、法務省および日本弁護士連合会（以下、日弁連）と、空港において何らかの理由により通常の上陸許可が得られない庇護希望者を対象に、収容を回避する取り組みを行っている。対象となったケースへは日弁連が弁護人を手配し、FRJが住居の提供及びケースワークを実施している。2020年12月現在で、これまでの実績は延べ数で32件、42名、国籍も16国籍となり、新たに難民認定、人道配慮に在留許可を受けた者もいた。また、新型コロナウイルス感染予防のためか、仮放免許可数が増えていたことから、空港で難民申請をした被収容者を把握し、仮放免許可申請を支援し、本事業の対象とした。2020年度のFRJの運営する緊急シェルターへの本事業の対象者の新規入居は、1件であった。

2020年6月19日に、第7次出入国管理政策懇談会「収容・送還に関する専門部会」による報告書『送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言』が発表された。これを受け、6月28日には、FRJに加盟する12団体の共同で、『第7次出入国管理政策懇談会「収容・送還に関する専門部会」報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」に対する意見』が提出された。また、7月には、国際拘禁連盟（IDC）の協力を得て、ウェビナー勉強会を国会議員向けに参議院会館において実施した。議員3名、秘書8名の参加があった。また同月にはメディア向けにもオンライン勉強会を実施した。さらに、これまでの関係があった国会議員だけでなく、様々な国会議員へFRJのこれまでの収容代替措置の経験を伝え、より良い政策になるよう働きかけを行った。

2021年2月10日には、公開ウェビナー形式で「入管収容と収容代替措置を考える」インクルーシブカフェを開催し、約170名の参加があった。FRJのこれまでの収容代替措置に関する経験や支援現場の声、国際的潮流や諸外国の事例、そして進む入管法改正の動きを取り上げながら、日本の長期収容問題とその解決策について議論、検討した。

2月19日に、日本政府出入国管理及び難民認定法などを改正する法案が国会に提出された。これを受けFRJは、『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する意見』を3月5日に公開した。3月後半に

は、政府案に新設された、収容に代わる「監理措置」に関して、外国人支援者への意見聴取を実施し、年度変わって4月6日に日弁連と共催で記者会見の場で報告した。

(2) 第三者会議の実施

2012年の法務省入国管理局・日弁連との覚書締結に基づき、難民問題に関する三者協議会を引き続き開催し、協議を行った。2020年度中に開催された三者協議会は8月28日、3月18日の2回で、難民認定行政や新型コロナウイルスへの対応、収容代替措置プロジェクトなどに関して議論した。

その他、10月以降、入管法改正項目としてあげられていた、送還停止効の例外や、補完的保護、収容代替措置に関する小規模での三者協議を合計5回開催した。

(3) 脆弱な難民申請者への支援

2016年3月から法務省が実施している「親を伴わない年少者等に対してインタビューを行う際の立ち会いの試行」にあたっては、引き続き、相談窓口を開設し、弁護士や支援団体間での必要な情報共有を行った。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で申請者も減り、FRJが把握する限り、対象となったケースはなかった。

新型コロナウイルス感染症に関して、日々状況が変わっていたが、国内外の状況に関して、認定NPO法人難民支援協会との連携のもと、ウェブサイト等を通じて、多言語での情報発信に取り組んだ。

また、特定非営利活動法人「移住者と連帯するネットワーク（移住連）」が実施する「移民・難民緊急支援基金」にも協力した。同基金は、コロナ禍の緊急事態において、公的支援が行き届かない人に現金給付を行い、生活をサポートするために立ち上げられたものである。例えば、特定定額給付金は住民基本台帳に登録されている人のみを対象としているため、支給対象から外された難民もいる。難民申請者は、外務省が所管する困窮する難民申請者を対象とした支援制度（保護措置）を通じて、生活支援金（保護費）を受け取れる場合もあるが、2020年度の保護費に受給者は357人と前年度からほぼ横ばいであった。難民申請数と同様に保護費の申請数も減少しているが、そもそも、原則として1回目難民認定申請の不認定処分等について裁判所において取り消し訴訟（第一審）を行っていない複数回申請者は支給対象外とされている。

一方、住民登録ができ、保護費を受給している難民申請者については、特定定額給付金などの公的な支援金が収入認定されないよう、外務省への働きかけを実施した。弾力的な対応がなされることとなり、特別定額給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金などが収入認定の対象外となった。引き続き、様々な新型コロナウイルス関連の政府や自治体の支援策について、フォローアップが必要である。

FRJは、2009年より、外務省と保護措置等に関する定期的な意見交換会を実施している。前年度の意見交換会は新型コロナウイルス感染が拡大する中で延期となり、最終的に実施できたのは2020年12月で、オンラインで実施した。会議では、保護措置の運用上の課題について外務省と話し合いができ、困窮する難民申請者に対する相談支援業務について、保護措置委託先とFRJの合同勉強会の企画の検討がはじまった。

(4) 難民・難民申請者の緊急シェルターでの受け入れとシェルター環境の改善・整備

住居を必要とする難民や難民申請者、延べ4名が利用した。昨年の一回目の緊急事態宣言下で、管理人の交代を余儀なくされた。新しい管理人は2020年9月より就任している。また、LIFULL株式会社の支援を受け、シェルター環境の改善・整備を行なった。衛生用品の提供や、手洗い等の予防策の周知など、新型コロナウイルス感染症対策にも新たに取り組んだ。

(5) 地方で活動する支援関係者との連携強化

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、これまで実施してきた「移住労働者と連帯する九州ネットワーク」の意見交換会などへの参加はできなかったが、情報交換などは引き続き活発に行った。

(6) 難民に関するグローバルコンパクト（GCR）・難民グローバルフォーラム（GRF）の充実に向けた取り組み

GCRで約束された「社会全体で取り組む難民支援」を推進するため、国内の難民支援の継続的なネットワークづくりを目指し、J-FUN（Japan Forum for UNHCR and NGOs - 日本UNHCR・NGO評議会）主催「MSC（マルチステイクフォルダーコンサルテーション）勉強会」がスタートした。FRJは協力団体となり、同勉強会の企画・運営に携わっている。第1回目は9月にGRFのフォローアップと新型コロナウイルス感染症による難民支援への影響について取り上げ、政府、企業、大学、NGO、メディア、国際機関などさまざまな分野から約100人がオンラインで集った。第2回は、「難民の未来を切り開く高等教育支援」というテーマで11月に実施した。2021年度も引き続き取り組みを進めていく予定である。

(7) 「難民認定申請者無料歯科治療プログラム」への協力

鶴見大学が難民認定申請者のために実施している無料歯科治療のプログラムへ引き続き、全面的に協力した。

(8) 国際社会との連携

国際レベルでは、第三国定住に関する UNHCR・政府・NGO による三者協議会（ATCR）や作業部会に関して、NGO と当事者の日本からの出席者の選出について、フォーカルポイントとして調整にあたった。ATCR にあたり、国内関係 NGO との共同で、日本における第三国定住や補完的受け入れに関するレポートを提出した。地域レベルでは、アジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）にも引き続き加盟し、若手実務家のための研修に協力するなど、連携・協力に取り組んだ。また、国際拘禁連盟（IDC）と Humanitarian and Development Research Initiative（HADRI）による、入管収容への新型コロナウイルス感染症の影響に関するグローバルリサーチにも協力した。

(9) 加盟団体への情報提供

定期的開催される理事会、運営委員会、その他の会議体、およびメーリングリストを通じて、難民支援にかかわる各種情報の共有を行った。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、オンラインにて各団体の現状についての意見交換の場を2度の機会を作った。運営委員会は1回、理事会は全6回開催した。

(10) 組織基盤の強化

外部コンサルタントの協力を得て、経理・会計業務の見直しを行い、日常業務や決算業務への反映を図った。2021 年以降に、規定や業務マニュアルの作成等、業務標準化と人材交代にも対応できるように取り組むことを計画している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用

3,719,331 円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行う NGO に対する提供等による支援事業」(定款5条(1)に掲げる活動)	FRJ 加盟団体への難民支援に関わる国内外の情報の提供	2020年4月1日～2021年3月31日	全国	FRJ 会員 22団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	782千円
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)	1 FRJ 加盟団体を通じて実施される直接支援にかかる連携・協力の促進と、サービスの適正化、迅速化を図る上での調整 2 法務省・日弁連との三者連携による収容代替措置プロジェクトの実施（住居及びケースワークの提供） 3 生活支援を必要とする難民・難民申請者のための緊急シェルターでの受け入れとシェルター環境の改善・整備 4 脆弱性のある難民申請者の支援 5 鶴見大学の「難民認定申請者無料歯科治療プ	2020年4月1日～2021年3月31日	全国	FRJ 会員 22団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	1059千円

	プログラム」への協力						
「庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)	<p>1 法務省及び日本弁護士連合会との三者協議会の開催</p> <p>2 保護措置に関する外務省への情報提供、意見交換会の実施</p> <p>4 首都圏外で活動する支援関係者との連携強化</p> <p>5 GCR に GRF にかかるとの関係者の意見交換の促進 (マルチ・ステークホルダー・コンサルテーション及びシンポジウムの開催)</p> <p>6 海外 NGO との連携 (難民の第三国定住に関する三者協議 (ATCR) 及びワーキンググループの日本代表枠の調整、アジア太平洋難民の権利ネットワーク (APRRN) とや国際拘禁連盟 (IDC) との連携・協力)</p>	2020年4月1日～2021年3月31日	全国	FRJ 会員 22団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	908千円
「難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」(定款5条(5)に掲げる活動)	難民に対する理解や、政策の動き、市民社会の活動等への周知をはかるためのオンラインでの情報発信	2020年4月1日～2021年3月31日	全国	FRJ 会員 22団体	難民および難民申請者	3万人以上	968千円

(2) その他の事業
該当なし